

## 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定手順について

## 1. 改定方法の考え方

PDCA サイクルにおける Check（評価）と Action（改善）を行う。  
改善にあたって、特に新たな方向性を打ち出す必要がある分野（家庭系ごみのさらなる減量、事業系ごみの減量）に関し、清掃審議会に諮問する。  
時流・外部環境の変化も踏まえ、計画の大枠についての修正も検討する。  
改定計画の素案ができた時点で広く市民・事業者から意見を聞く。

## 2. 改定計画の計画期間

平成 24 年度から平成 31 年度までの 8 年間とする。  
ただし、5 年目の平成 28 年度を中間目標年度とし、その時点での状況を踏まえ計画を見直す。

## 3. 改定手順

【審議会・事務局】現計画の点検・評価について認識を共有



【審議会】評価に伴い抽出した課題や時流・外部環境の変化を踏まえ、  
計画の大枠（基本理念、目標指標など）の修正について審議



【審議会】特に新たな方向性を打ち出すべき分野（諮問事項）において、  
目標指標に向けた施策等を審議  
（ 諮問事項以外についても必要に応じてご意見をいただく。）



【審議会】諮問事項について答申



【事務局】答申に基づき改定計画の素案を作成  
（数値目標についても設定）



【審議会】改定計画の素案について意見



【事務局】改定計画の素案について市民・事業者の意見聴取  
（パブリックコメント）



【事務局】改定計画を決定し公表